

# 令和5年度 奈良県観光リコメンドサービス構築事業 業務委託仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県が受託事業者に委託して実施する令和5年度奈良県観光リコメンドサービスシステム構築事業業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

## 2. 事業目的

「奈良県観光総合戦略」では、奈良県が「長期的に目指す姿」として、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」「いつ来ても快適な観光地・奈良」「選ばれる観光地・奈良」を掲げている。コロナ禍で変容した旅行ニーズを適切に把握するとともに、デジタル技術を活用し、地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、効果的なプロモーション展開等、県内観光において強力でDXの推進を図る必要がある。

本業務は、そのDXの推進の一環として、奈良県内への旅行を検討されている方が興味関心のあるキーワードを入力するだけで、その人の趣味趣向にあった観光スポット・飲食店・宿泊施設等を提案（リコメンド）し、最適な「なら旅」のプランが表示される「奈良県観光リコメンドサービス（以下、リコメンドサービス。）」をWEBシステムとして開発することで、観光スポット等の認知から来訪までの手間と時間を大幅に短縮することにより、周遊・滞在型観光を促進することを目的とする。

## 3. 委託上限金額

45,000千円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

## 4. 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納期 令和6年3月22日（金）
- (2) 納入場所 奈良県 観光局 ならの観光力向上課

## 5. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) リコメンドサービスの設計
- (3) データベースの整理及び民間サービスとの連携検討
- (4) リコメンドサービスの構築
- (5) モニター調査の実施
- (6) モニター調査の結果によるシステム改善
- (7) 次年度以降の拡張機能の検討・提案
- (8) 操作マニュアルの作成
- (9) 打合せ協議

## 6. 業務詳細

本業務の詳細は次のとおりである。

- (1) 計画・準備  
業務実施にあたって、リコメンドサービス構築に向けた開発体制、役割分担、作業内容、作業工程等を示した業務実施計画書を契約後2週間以内に作成し、県の承認を得るものとする

る。また、リコメンドサービスシステム構築に向けた開発環境の確保等、適切な準備を行うこと。

(2) リコメンドサービスの設計

リコメンドサービスの設計として、メインターゲットが30代～50代であることを考慮した上で、リコメンドサービスのコンテンツを作成し、システム構成を決定するとともに、WEBシステムのデザインを作成する。また、本業務で構築するリコメンドサービスのタイトルについて、デザインも考慮した上で、奈良県への旅行意欲を増加させるようなタイトルを1以上提案すること。

○また、作成にあたり、必須となる機能等は以下のとおりとする。

	構成要素・機能	内容
1	ログイン方法	メールアドレス・SNSアカウント等から選択してログインできるようにすること。
2	期間選択	日帰・1泊まで選択できるようにすること。
3	年代の選択	10代～80代以上が選択できるようにすること。
4	キーワードの選択	旅行や余暇活動等の趣味・趣向に関するキーワードをユーザーが選択できるカテゴリを用意し、複数選択可能にすること。
5	リコメンド機能	利用者が登録した情報を踏まえて、利用者の好みにあったスポットを複数リコメンドすること。(観光スポット、飲食店、宿泊施設等)
6	お気に入り機能	利用者が選択したスポットを確認することができるお気に入り機能を実装すること。
7	地図表示および旅程構築機能	上記のスポットを地図に表示させる機能。利用者が、その中から行きたい場所を選択し、旅程が一覧で表示されるようにすること。
8	ショートムービー作成機能	データベースから静止画(約3秒表示)を抽出し、予定に組み込んだスポットでショートムービーを作成する機能。フリー素材の音楽を組み込むこと。
9	共有機能	旅程及びショートムービーは、LINE等のSNSやメールで共有可能にすること。

(3) データベースの整理及び民間サービスとの連携検討

リコメンドサービスで使用する施設情報や写真データについて、次の県や県の関係先が保有するデータベースの他、画像品質・情報量・情報の更新頻度等を勘案して、県と相談の上、選定すること。

【県や県の関係先が保有するデータベース】

- ・あおによし なら旅ネット ( (一財) 奈良県ビジターズビューロー)
- ・歩く・なら (奈良県観光局)
- ・奈良県産食材データベース (仮称) (奈良県食と農の振興部 今年度完成予定)

また、リコメンドサービスの情報を充実させるため、民間サービスが提供しているデータも活用すること。なお、民間サービス活用の際は、他サービスとの比較を踏まえつつ、費用・データ量・更新頻度等を検討の上、提案し、県と協議した上で決定すること。

#### (4) リコmendサービスの構築

「(3) リコmendサービスの設計」を基に構築する。

- ① リコmendサービスをクラウド上に構築し、提供すること。クラウドの使用期間は令和5年10月1日～令和6年3月31日までとし、必要経費の一切を委託料に含む。
- ② 構築にあたり、UX(ユーザーエクスペリエンス)/UI(ユーザーインターフェース)デザイナーによるUX/UIに関する監修を受けること。
- ③ 奈良スーパーアプリと情報連携すること。連携方法については、リコmendサービス側から奈良スーパーアプリ側の都市OS機能へ自治体標準オープンデータセットに基づいたデータをAPI連携できることを想定する。

#### ④ リコmendサービス構築にあたっての注意事項

リコmendサービス構築においては、次の要件を遵守するものとする。

- ・スマートフォンでの利用を主な形態とし、スマートフォンファーストとしたレスポンシブデザインにすること。また、異なるOSやブラウザでも問題なく動作するよう構築すること。
- ・PCのOS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧原則として、Firefox2.0以上、Safari3.0以上、Google Chrome2.0以上、Opera最新版、Microsoft Edge最新版で支障なく利用できること。
- ・言語は、日本語に対応していること。なお、次年度以降、英語への切り替えを予定しているため、留意すること。
- ・次年度以降のコンテンツの追加やリニューアルの際等に参考にできるよう、リコmendサービスのアクセス解析機能(各ページのアクセス回数、アクセス元、検索キーワード等)を確認できる機能等を県の管理画面等に設けること。
- ・ウイルス対策ソフト・OSは常に最新の状態に保つこと。また、業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- ・WAF(Web Application Firewall)IPS(Intrusion Prevention System)及びIDS(Intrusion Detection System)等の機能を導入すること
- ・ハードウェア・ソフトウェアの障害や本サイトに対するサイバー攻撃に対して即座に復旧・対策できる体制を整えること。
- ・障害やサイバー攻撃発生時はすみやかに奈良県に連絡し、復旧・対策作業を開始すること。
- ・システムのログ管理状況(管理者アカウントアクセス・登録・削除ログ、利用者アカウント登録・削除ログ等)等を確認できること。

#### (5) モニター調査の実施

リコmendサービスのUX/UI検討段階にて、当サービスのUX/UIに関するモニター調査を行う。なお、対象は、当リコmendサービスのメインターゲットである30代～50代に対して、効果的な手法で実施すること。

#### (6) モニター調査の結果によるシステム改善

モニター調査を受け、システム改善を含めたUX/UIデザイン等のブラッシュアップを行うこと。

#### (7) 次年度以降の拡張機能の検討・提案

次年度以降の拡張機能を検討し、その内容及び大まかな事業費規模を提案すること。

(8) 操作マニュアルの作成

リコメンドサービスの更新、修正、削除、コンテンツの追加等の作業について、県職員・次年度以降の受託事業者が対応できるように、操作マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿って操作研修を県に対し、実施すること。なお、研修実施時期については、県の指示に従うこと。

(9) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり県と受託事業者は、打合せ協議を実施する。なお、受託事業者は打ち合わせ録を作成し、県の承認を受けた上で提出するものとする。

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、県に帰属するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から受託事業者又は受託事業者から本件業務の一部を再委託された者（以下「受託事業者等」という。）が著作権を有するもの（以下「受託事業者等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該受託事業者等著作物の著作権は、受託事業者等に帰属するものとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、県は、本仕様書「4. 納期及び納入場所」に定めた納期後においても、受託事業者等著作物を当リコメンドサービスを提供する範囲内で自由に使用することができる。また、県は受託事業者等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。
- (4) 県は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、受託事業者等著作物をその使用のために改変することができる。
- (5) 受託事業者は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に協議した場合はこの限りではない。
- (6) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他権利についての交渉・処理は、受託事業者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

8. 貸与資料

県が保有する資料について、業務遂行上必要であれば受託事業者に貸与するものとする。受託事業者は県の指示に従い、借用書を県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

9. 成果物の検査・納入

本業務の成果品については、県の検査を受けた後、納入するものとする。

10. 秘密の遵守等

受託事業者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託事業者は破損、紛失のないよう取り扱いに十分注意するものとする。

11. その他

(1) 開発環境

- ① 設計・開発等については、受託事業者において開発環境を用意すること。

- ② 本業務を実施するうえで必要となる機材については、現に県が所有するもの以外（本業務において使用する各種消耗品を含む。）は、受託事業者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。
- (2) 瑕疵担保責任
  - ① 成果物の納入日から起算して1年以内に障害が発生した場合、受託事業者は速やかに原因究明に協力しなければならない。
  - ② 上記①により対応した受託事業者は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を取りまとめた報告書を作成のうえ、県が指定する期日までに提出すること。
  - ③ 受託事業者は、上記②により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。
- (3) 個人情報についての取り扱い
  - ① 本業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
  - ② 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
  - ③ 本業務にて利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
  - ④ 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
  - ⑤ 上記に定めるもの以外については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第19号）等に基づき取り扱うものとする。
- (4) 再委託について

原則として、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本業務の作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、本業務に伴う成果物については、受託事業者が最終責任を負うこととし、これが受託事業者と再委託先との契約によって担保されていること。
- (5) 公契約条例に関する遵守事項について

受託事業者は、奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (6) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- (7) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

## 1.2. とりまとめ

本業務の作業内容を成果品としてとりまとめることとする。

## 1.3. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。簡易製本したもの1部及び電子データ一式(DVD)を納入するものとする。また、県から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

- (1) リコmendサービス提供
- (2) リコmendサービスシステム設計書  
リコmendサービスシステム作成に関わる以下のドキュメントは、修正、変更、追加、削除、その他の履歴を記録し、次のとおり納めること。
  - ・コンテンツ一覧
  - ・システム構成図
  - ・画面遷移図
  - ・機能概要設計書
  - ・機能一覧
- (3) モニター調査運用結果報告書
  - ・試験運用一覧（試験運用内容、試験運用データ）
- (4) 操作マニュアル
- (5) 作業報告書
- (6) 打合せ協議簿

以上

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。